



2020.7月号

発行

砂川商工会議所
砂川市西4条北4丁目
TEL(代)52-4294・FAX52-4296

編集

砂川商工会議所広報委員会
(通巻 604号)<https://sunagawa-cci.or.jp/>
E-mail:info@sunagawa-cci.or.jp

～ 飲食店の皆様へ～

「すながわ飲食店応援券」の取扱店を募集します！

砂川市では、新型コロナウイルス感染症の流行により、深刻な影響を受けている市内飲食店を応援するため、「すながわ飲食店応援券」を販売致します。

つきましては、是非多くの飲食店の皆様にご参加いただき、お店のPR・販売促進にご活用下さい。

【すながわ飲食店応援券の概要】

販売数・価格：

Aセット 全店舗共通券 (900セット)

1セット5,000円で6,500円分の飲食券 (500円×13枚)

Bセット スナック・バー専用券 (100セット)

1セット5,000円で7,000円分の飲食券 (500円×14枚)

購入限度：A・Bあわせて一人5セットまで (スナック・バー専用券は20歳以上を対象)

有効期限：令和2年8月3日(月)～令和2年10月31日(土)

参加資格：砂川市内で営業している飲食店であること

参加料：無料

販売日：令和2年8月3日(月)～8月7日(金) 午前9時～午後4時 (完売次第終了)

販売場所：令和2年8月3日(月) 砂川市地域交流センターゆう、砂川市総合体育館、サワケン
令和2年8月4日(火)～8月7日(金) 砂川商工会議所、砂川市総合体育館、サワケン

発行：すながわ飲食店応援券実行委員会

(砂川市、砂川商工会議所、砂川社交飲食協会、北海道観光社交事業協会砂川支部)

【持続化給付金サポート会場について】

5月1日(金)より申請受付が開始されております持続化給付金(法人最大200万円・個人最大100万円)の申請サポート会場が5月28日(木)砂川ハイウェイオアシス館2F地域活性化プラザに毎日開設されておりますが、7月から毎週土曜日は休日とすることとなりましたのでお知らせ致します。

新規学卒者の 安定的就業についてのお願い

空知総合振興局、空知教育

局、滝川公共職業安定所より
依頼がありましたので次のと
おりお伝えいたします。

道内の本年3月の新規高等
学校卒業者の就職内定率は前
年を0.2ポイント上回る9
8.6%となり、昭和60年の
統計開始以来最高となってお
ります。

しかしながら、新型コロナ
ウィルス感染拡大に伴う様々
な影響によって、就職活動準
備への影響が懸念されており
ます。この状況下において、
空知総合振興局、空知教育局、
滝川公共職業安定所をはじめ
とした関係機関では、新規学
卒者に対して企業説明会やセ
ミナーをオンライン上で展開
するなど、北海道スタイル
に基づき採用活動を支援して

いるところでは、

地元で就職を希望する若者
がその能力を十分に発揮し、
企業が求める優れた人材を確
保するため、来春の新規学卒
予定者、特に高等学校卒業予
定者に対する柔軟な対応、今
春未内定卒業者に対する就職
機会の拡大、若者の人材育成
の推進について、会員企業の
皆様方のご理解とご協力を賜
りますようお願い申し上げます。

令和2年度	98.6%
平成31年度	98.4%
平成30年度	98.4%
平成29年度	98.2%
平成28年度	97.9%

◆小規模企業共済制度のご案内◆

小規模企業共済とは？

小規模企業共済制度
は、小規模企業の個人事
業主（共同経営者を含む）
または会社等の役員の方
が事業をやめられたり、
退職されたりした場合
に、生活の安定や事業の
再建を図るための資金を
あらかじめ準備しておく
共済制度です。いわば
「経営者の退職金制度」
といえます。

制度の特色

- ①安心・確実な国（独立
行政法人中小企業基盤
整備機構）の共済制度
- ②税制面で大きな
メリット
- ◎掛金・・・全額が「小
規模企業共済等掛金控
除」として、課税対象
所得から控除できま
す。（1年以内の前納
掛金も同様です）
- ◎共済金・・・退職所得
扱い（一括受取り）ま

または公的年金等の雑所
得扱い（分割受取り）

- ③ライフプランに合わせ
た共済金の受取方法が
選べます
- ④事業資金等の貸付制度
も充実

加入できる人は？

- ◎常時使用する従業員が
20人以下（宿泊業・娯
楽業を除くサービス
業、商業では5人以下）
の個人事業主、共同経
営者（個人事業主1人
につき2人まで）及び
会社の役員が加入でき
ます。

毎月の掛金は？

- ◎掛金月額 は1,000
円～70,000円の
範囲内（500円単位）
で自由に選べます。

お問い合わせは相談業
務課（Tel 52-4294）
までお願いします。

共済金等の受け取りについて

掛金 毎月 10,000円の場合

（単位：円）

掛金納付年数	5年	10年	15年	20年	30年	共 済 事 由 等
掛金合計額	600,000	1,200,000	1,800,000	2,400,000	3,600,000	
共済金A	621,400	1,290,600	2,011,000	2,786,400	4,348,000	◎個人事業の廃止・死亡（配偶者又は子への事業譲渡含む） ◎個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任 ◎共同経営者の疾病または負傷による退任 ◎会社等の解散 など
共済金B	614,600	1,260,800	1,940,400	2,658,800	4,211,800	◎老齢給付（65歳以上で180か月以上掛金を納付した方） ◎会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任 など
準共済金	600,000	1,200,000	1,800,000	2,419,500	3,832,740	◎法人成りし、その会社の役員に就任しなかった ◎法人成りし、その会社の役員に就任した（役員たる小規模企業者となったときを除く） ◎会社等役員（役員）の退任（疾病・負傷・65歳以上・死亡・解散を除く） など
解約手当金	■掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%相当額が受け取れます。 掛金納付月数が240ヵ月（20年）未満での受取額は、掛金合計額を下回ります。					◎任意解約 ◎掛金を12ヵ月分以上滞納したとき ◎法人成りし、その会社の役員たる小規模企業者となった など

2020年7月1日より、全国一律で プラスチック製買物袋の有料化がスタートしました

2020年7月1日より、全国一律でプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋※以降レジ袋と記載）の有料化がスタートしました。

身近で使用するレジ袋が有料化するにあたり、なぜ有料化をするのか、有料化の基準はどのようなものなのかご紹介します。

なぜ、レジ袋の有料化をするのか？

海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、レジ袋の有料化を通じて、プラスチックごみの削減、マイバックの持参など、消費者のライフスタイルの変革を促すことが目的です。

すべてのレジ袋が対象となるのか？

法令で対象となるレジ袋には以下のような【判断ポイント】があります。

【 判断ポイント① / 素材 】

対 象：プラスチック

対象外：紙 布

【 判断ポイント② / 持ち手 】

対 象：持ち手がある

対象外：持ち手がない

【 判断ポイント③ / 商品を入れるか 】

対 象：袋の中身が商品

対象外：袋の中身が景品 試供品

【 判断ポイント④ / 辞退できるか 】

対 象：消費者が辞退できる

（レジ袋を断ることができる）

対象外：袋が商品の一部別の法令で決められたもの（免税の袋など）

詳しい内容については経済産業省のホームページ (<https://www.meti.go.jp/>) またはレジ袋有料化お問い合わせ窓口（事業者向けTel 0570-000930 消費者向けTel 0570-080180）でご確認ください。



「国道一直線花いっぱい運動」が5月28日（木）にスタートし、5,400株のマリーゴールドが砂川の街が彩られました。今年で19年目となるこの事業は、北海道開発局の支援のもと、砂川商店会連合会が主体となり国道12号線の植樹帯を花壇として美化・清掃し、商店街の賑わいと潤いの創出を目的として実施しています。区間は北5丁目から南12丁目までの2,300メートルの間で、商店会のない区域については沿線の町内会、近隣事業所等の協力を受けて事業を実施します。また、毎月第一土曜日を一斉清掃日として、植樹帯を清掃するほか、中心市

「国道一直線花いっぱい運動」
「もっと花いっぱい運動」スタート！



街地の美化活動を行う予定です。運動期間は10月15日までの予定になっております。

また、この事業に連動し「もっと花いっぱい運動」が6月3日（水）にスタートし、駅前・市立病院通りと十字街沿線に、2,640株のレモンマリーゴールドの植花及びプランターの設置をしました。こちらは砂川もつと花いっぱい運動推進協議会が行っている事業で、地先の商店主や住民のボランティアの参加を受けながら10月末日まで事業を実施する予定です。

きれいな花で彩られた砂川の街をぜひ散策してみてください。

源泉徴収 事務処理個別相談

納期の特例を申請されている事業所につきましては、7月10日(金)までに、1月～6月分までの源泉徴収の処理をしなければなりません。

当所では、下記の日程で源泉徴収の事務処理個別相談を開催いたしますので、お気軽にご来所ください。

▽日時

令和2年7月6日(月)～

7日(火)

午前10時～午後4時まで

▽場所

砂川商工会議所 第1会議室

▽持ち物

・ 令和2年の源泉徴収簿

・ 扶養者異動届

・ 賃金台帳

・ 印鑑

「納期の特例」とは？

給与等を受け取る者(従業員など)が十人未満の会社や個人事業主は、「源泉徴収所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署に提出して認可を受ければ、源泉徴収した所得税を毎月ではなく、年2回に分けて納付する事ができます。

常設相談窓口コーナー

いつでも

お気軽にご相談下さい

▽経営相談

販売促進・店舗改善・生産向上・OA化・労働問題まで幅広く経営についてご相談をお受けいたしております。また、経営診断も上部指導機関と協議してお受けいたします。

▽金融相談

事業資金(設備・運転等)について国(各公庫資金等)・道・市等の融資制度など幅広く斡旋相談に応じます。また、これらの資金の受付から手続きも取扱いします。

▽経理・税務の相談

帳簿や伝票の記帳の仕方をご指導いたします。また節税相談に応じ、決算事務ができるようご指導いたします。

▽労務相談

社会保険(健康保険・厚生年金)、労働保険(労災保険・雇用保険)、各種共済制度のご相談及び事務取扱に応じます。

▽巡回相談

事業者へ出向いて経営改善の各種指導や相談をお受けします。

砂川商工会議所新入会員のご紹介

▽SABOT

代表 石田 健太



砂川市西2条北1丁目1-8
プレジデント観光ビル3F
業種 飲食業

△会議所所属部会▽

サービス部会

▽BAR

BASE CAMP

代表 奥山 訓史



砂川市西2条北1丁目1-8
プレジデント観光ビル2F
業種 飲食業

△会議所所属部会▽

サービス部会

▽PCサポート・タケザワ

代表 武沢 晃彦

砂川市吉野1条北3丁目1-4
業種 サービス業

△会議所所属部会▽

サービス部会

☆ご入会ありがとうございました。

委員会のうごき 6月

第3回広報委員会開催

去る、6月30日(火)に、第3回広報委員会が書面にて開催され、次の議案について審議されました。

▽議案

(1)掲載記事の検討について

YEGのうごき 6月

16日▼YEG事業検討会議
会議所

会議所のうごき 6月

5日▼中空知地域職業訓練センター協会定期総会

8日▼第182回常議員会・第191回通常会員総会合同会議(中止)

▼第2回砂商連三役会
会議所

11日▼第3回三役会
会議所

▼第19回道北商工会議所正副会頭会議議決事項に係る道内関係機関要望(中止)
会議所

16日▼社交飲食協会役員会
どんどん

23日▼第2回砂商連役員会
会議所

会議所のうごき 7月

9日▼第4回三役会
会議所

28日▼第2回常議員会
会議所

お買い物は地元商店街で!